

森林環境譲与税について

◎ 森林環境譲与税とは

森林環境譲与税は、平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下「法律」という。）に基づき、適切な森林整備を進めるため、国から市町村及び都道府県に譲与されるもので、平成31年度（令和元年度）から譲与が始まりました。

◎ 使途とその公表

森林環境譲与税は、法律でその使途が決まっており、市町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

さらに、法律第34条第3項の規定により、市町村はインターネットの利用等により使途を公表しなければならないこととされています。

◎ 神流町の使途

使途については、次ページ「森林環境譲与税を活用した事業の実施状況」をご確認ください。

お問合せ先

神流町役場 産業建設課 林業係

電話 0274-57-2111（内線201）

FAX 0274-57-3399

森林環境譲与税を活用した事業の実施状況

(令和5年度)

神流町では、 令和5年度 に森林環境譲与税を活用し、以下の事業を実施しました。

決算額		21,949 千円
内 訳	森林環境譲与税	20,998 千円
	基金利子及び配当金	0 千円
	基金繰入金	0 千円
	繰越明許(事業費)	0 千円
	その他 ほかの財源	951 千円

実施状況(実績)			事業費 (千円)			事業実績	税導入の効果
	事業名	事業内容		森林環境 譲与税	その他 財源		
1	間伐材利用促進 奨励事業	間伐材の有効利用を 図る経費として、木材 市場、木材製造者へ出 荷された材に対し、集 運搬費を補助	9,821	9,820	1	間伐材の有効利用を図る林業 事業体1者に対し、補助を実施	森林環境譲与税を活用し、既 存補助事業で対応できない集 運搬経費の支援を対象とし、間 伐事業の促進や近年皮剥ぎな どの被害が深刻となっていて いる獣害対策等を行った。 引き続き、搬出間伐や保育間 伐等を実施できるよう基盤情報 を整理し、森林施業の実施がで きる体制を構築していく。
2	城山立木等伐採 事業	町有林の針葉樹林の 皆伐植栽、樹種転換を 計画	6,677	6,677	0	皆伐を行った町有地において植 栽を実施	
3	森林獣害対策資 機材導入事業	森林(人工林)の獣害 対策及び森林内のモニ タリング調査機材の 導入を補助	2,453	2,453	0	森林(人工林)の獣害対策を行う 事業者1者に対し、補助を実施	
4	木材製品加工設 置業務委託事業	町内産木材を使用した 町内公共施設・設備等 の建築委託	2,998	2,048	950	町内のキャンプ場に薪棚及び東 屋を建築	
計			21,949	20,998	951		